年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

厚生年金関係 7件

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成7年5月から同年7月までは18万円、同年8月及び同年9月は19万円、8年1月は18万円、同年2月から同年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を平成9年6月16日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から8年9月1日まで (A事業所)

- ② 平成9年1月1日から同年5月16日まで (B事業所)
- ③ 平成9年5月16日から同年6月16日まで (B事業所)

私がA事業所で勤務していた申立期間①及びB事業所で勤務していた申立期間②について、国(厚生労働省)が記録する標準報酬月額は、それぞれの事業所において給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額とはなっていないので、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額への記録訂正を認めてほしい。

また、申立期間③について、B事業所で支給された6月分の給与から厚生 年金保険料も控除されており、厚生年金基金の記録は、資格喪失日が平成9 年6月16日になっているので厚生年金保険の資格喪失日を同年6月16日に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成7年5月から同年9月までの期間及び8年1月から同年8月までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、7年5月から同年7月までは18万円、同年8月及び同年9月は19万円、8年1月は18万円、同年2月から同年8月までは19万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成6年10月から7年4月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間①のうち、平成7年5月から同年9月までの期間及び平成8年1月から同年8月までの期間について、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ていないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び厚生年金基金連合会から申立人に送付された「年金支給義務承継通知」、申立人が所持している給与明細書、及びB事業所が保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、同事業所は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って平成9年5月16日付けで届け出たことが確認でき、同事業所の担当者も「申立人の退職願及び雇用保険資格喪失届からも、申立人が9年6月15日まで当社に在籍していたことは明らかであり、厚生年金被保険者資格喪失日を誤って

記載し、届け出たものと思われる。」と供述していることから判断して、申立 人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の平成9年6月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は申立人の資格喪失に係る届出を誤って提出したことを認めているこ とから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③の保険料についての納入 の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後 に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、 事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認めら れる。

申立期間②について、申立人が所持する給与明細書によれば、「厚生年金基金」欄に記載された厚生年金保険料控除額は、申立人が所持する「ねんきん定期便」に記載された保険料の納付額よりも高額であることが確認できるものの、当該控除額は、社会保険事務所への納付額(「ねんきん定期便」に記載された保険料納付額)とC厚生年金基金への納付額の合算額であることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額22万円に見合う保険料額と一致している。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、訂 正する必要は認められない。

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の申立人の標準報酬月額を、平成2年4月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月17日から同年12月27日まで (A事業所)

> ② 平成12年7月24日から13年1月31日まで (B事業所)

申立期間①に係る標準報酬月額は厚生年金保険の被保険者資格喪失後に、 さかのぼって9万8,000円に引き下げられている。当時、私は40万円近い 給与を受給していたことは間違いないので、当該給与額に見合う元の標準報 酬月額に戻してほしい。

また、申立期間②について、私はB事業所に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年4月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は34万円と記録されていたが、A事業所が適用事業所でなくなった日(平成3年1月20日)の後の4年3月2日付けで、2年4月17日にさかのぼって標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A事業所における当時の申立人の上司は、「当時、社会保険事務は本社で一括処理しており、支店の経理担当者である申立人が社会保険の事務処理をすることは無かった。」と証言している上、同事業所に係る法人登記簿によれば、申立人は取締役等の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月2日に標準報酬月額にかかる処

理を2年4月17日にさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年4月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は34万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人が保管するB事業所における売上契約書の写し、 同事業所発行の表彰状及び給与振込が確認できる預金通帳から、申立人は申立 期間において、同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出されたB事業所が作成した「平成12年分の給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額(462,692円)は、同事業所の直前に申立人が勤務していたC事業所が、B事業所に提出した「給与支払報告書」の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額と同額になっており、平成12年分については、同事業所において厚生年金保険料等の社会保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B事業所D支店の元同僚及び同事業所本社の元事務担当者は、「営業職の給与は完全歩合給で支給していた。会社は、基本的に営業職については役職に就いた者を社会保険に加入させていた。」と証言している上、申立人が名前を挙げた同僚のうち、役職に就いていない者については、申立期間において厚生年金保険被保険者となっていないことが、オンライン記録により確認でき、上記証言と符合する。

さらに、B事業所は閉鎖されており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から46年9月6日まで

私は、申立期間において、A事業所(現在は、C事業所)を休職し、同事業所の労働組合であるB事業所において専従職員として勤務していたが、同期間については、厚生年金の加入記録が無い旨を社会保険事務所(当時)から回答された。

しかし、当該期間については、B事業所から給与も支給されていたので、 厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び医療保険の加入記録並びにC事業所から提出された経歴書から、申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは認められる。また、医療保険手帳記号払出簿によると、B事業所は、昭和45年10月1日に健康保険の適用事業所となっており、申立人においても同日で健康保険の資格取得をしていることが確認できる。

しかしながら、被保険者原票照会回答票によれば、申立人は、申立事業所の厚生年金保険被保険者に順次付される整理番号が*番となっていることが確認できる上、厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人は、上記の整理番号*番が付されている同僚と共に厚生年金保険被保険者番号が昭和46年9月6日付けの連番で払出されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、B事業所に昭和46年8月1日付けで専従職員として移籍している別の同僚も同年9月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、同日より前に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

以上のことから、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所の届出について、

昭和46年9月6日付けで行ったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年1月まで

② 昭和45年2月から同年9月まで

③ 昭和46年9月から同年12月まで

④ 昭和59年11月から60年10月まで

私は、申立期間①について、A事業所で英語の百科事典を販売する営業をしていた。給料は完全歩合制で固定給は無かった。同期間の厚生年金保険の加入記録が無いと言われたので調査してほしい。

また、申立期間②について、B事業所で書籍販売の営業をしていた。給料は完全歩合制であった。同期間の厚生年金保険の加入記録が無いと言われたので調査してほしい。

さらに、申立期間③はC事業所及び申立期間④はD事業所で勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の記録が無いと言われたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、適用事業所名簿及びオンライン記録によれば、 申立期間①におけるA事業所及び申立期間②におけるB事業所は、厚生年金保 険の適用事業所となっていない上、両事業所に係る申立人の雇用保険の被保険 者記録も見当たらない。

また、A事業所及びB事業所に係る法人登記簿は見当たらない上、申立人は 当時の事業主の氏名を覚えていないほか、同僚については姓のみを記憶してい るにすぎないため、それぞれの事業所における勤務状況及び厚生年金保険の加 入状況等について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、C事業所に会社設立時の一期生として入社 し、成功祈願のため神社にお参りに行った際に同僚と一緒に撮影したとする写 真を所持していることから、時期は特定できないものの、申立人が同事業所で 勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿にC事業所と同一名称の事業所が確認できるものの、当該事業所は申立人が勤務していたとする事業所とは所在地が異なり、申立人は同事業所の被保険者名簿に記載されている被保険者の氏名に覚えはないと述べている上、申立人が同僚として挙げた二人の姓と同一の姓を有する被保険者も見当たらないことから、申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が勤務したとする所在地を管轄する法務局にはC事業所に係る 法人登記の記録は見当たらない。

申立期間④について、申立人はD事業所で勤務していたときの雇用形態はアルバイトであった旨述べているところ、同事業所では、当時の社会保険の加入条件等については不明であるが、健康保険及び厚生年金保険は雇用保険と同時に加入させている旨回答しており、同事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

また、D事業所が保管する厚生年金保険の加入状況を記載した名簿によれば、 厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無い。

さらに、D事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者原票に よれば、申立期間④に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、 申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から同年9月まで

② 昭和54年9月から55年12月まで

私は、申立期間①はA事業所で、申立期間②はB事業所で電気工の仕事をしていたが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を照会したところ、いずれの加入記録も無いとの回答を受けたので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所における昭和54年6月12日から同年12月30日までの雇用保険の加入記録があるほか、同事業所における当時の同僚の一人は、期間は特定できないものの申立人が当時同事業所に勤務していたことを記憶していることから、申立人が申立期間①において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所の当時の事業主の息子であり、かつ、同事業所を承継するC事業所の事業主は「申立期間①当時のA事業所は、職人を二人ほど使用する小規模の個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。適用事業所となったのは、昭和60年にC事業所として法人になった後のことである。」と述べており、オンライン記録によると、C事業所は、平成元年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人のA事業所での勤務を記憶している 前述の同僚は、申立期間①の同事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張するB事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としては見当たらないほか、同

事業所に係る法人登記簿謄本も見当たらない。

また、申立人の主張のとおりB事業所が電気工事業者であったとするならば、同事業所は電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、都道府県知事の登録を受けなければならないこととなるが、D都道府県では同法に基づき登録されている事業所及び営業所(廃止したものも含む。)の中に同事業所は見当たらないとしている。このほか、電気工事業の業界団体であるE団体においても、同事業所に係る記録は見当たらないとしていることから、申立人が申立期間②において勤務していたとする同事業所及び申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、B事業所の事業主であったと申立人が記憶する者は既に死亡しており、申立期間②における申立人の勤務状況等について確認することができないほか、同人の年金記録は国民年金のみとなっており、厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 334

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月1日から13年6月30日まで

私がA事業所に勤めていた昭和58年9月1日から平成13年6月30日までのうち、申立期間についての国(厚生労働省)の記録では標準報酬月額が9万8,000円となっている。当時の私の給与は36万円であるので、給与月額に見合う標準報酬月額に記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成13年6月30日)の後の同年7月3日付けで、社会保険事務所(当時)に標準報酬月額の訂正届が提出され、申立人の11年6月から13年5月までの標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間を含む昭和 58 年 9 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日までの間、申立事業所の代表取締役であったことが法人登記簿及びオンライン記録により確認できる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、A事業所は申立期間において厚生年金保険料を滞納しており、申立人は平成13年7月3日に社会保険事務所で同事業所の閉鎖の相談をしている。このことについて、申立人は、「平成13年7月ごろ、私と妻は、社会保険事務所で滞納保険料の相談をした時、『払えなければ払わなくていい』と言われて書類に事業所印を押して提出した。『滞納が無くなる』と言われて嬉しかった。」と回答している。

さらに、申立人は当時、前述の標準報酬月額の訂正届が提出された後に、政府管掌健康保険の任意継続に加入していることが確認でき、社会保険事務所が同健康保険の任意継続の加入者に対して行っている標準報酬月額等の通知を受けたものと推認できることから、申立人は遡及訂正された標準報酬月額について承知していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月1日まで

私は、A事業所(現在は、B事業所)に勤務していた期間のうち申立期間について、社会保険事務所(当時)から「厚生年金保険の被保険者記録が無い」との回答を受けた。しかし、同事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、医療保険手帳記号払出簿及びオンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和46年3月1日であることが確認できる上、申立期間において同事業所の事務担当者であった同僚は「私たち職員が厚生年金保険に初めて加入したのは、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年3月です。」と証言している。

また、A事業所が保管する申立期間当時の定期総会の予算関係資料によれば、 昭和46年度の人事関連費用として、厚生年金保険料に係る予算が計上されて いるものの、45年度においては、同保険料の予算は計上されていない。

さらに、同僚に、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間に おける厚生年金保険料の控除について照会したが、保険料控除をうかがわせる 証言は得られなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私のA事業所における厚生年金保険の加入記録によれば、平成3年3月31日が資格喪失日となっているが、同年3月31日まで同事業所に勤務し、同事業所の出向人事により、同年4月1日付で別事業所の勤務となったことは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録により、申立人が同事業所を退職した日は、平成3年3月30日であることが確認でき、申立期間の勤務が確認できない。

また、A事業所から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、事業主が申立人の同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成3年3月31日として届け出ていることが確認できる。

さらに、A事業所から提出された申立人に係る賃金台帳の写しによれば、平成3年4月の給与からは同年3月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、これについて、同事業所の人事担当者は「厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除方式であったことから、申立人のように月の途中で退職した従業員の退職月の給与からは、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から46年9月1日まで 私は、申立期間において、A社B支店に勤務していたが、年金事務所にお いて同期間の厚生年金保険の加入記録がないとの回答を受けた。申立期間に ついて勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったこ とを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では、A社本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年1月1日であるが、同社B支店が適用事業所となったのは、申立期間後の48年3月1日であることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人が同僚として氏名を挙げた5人のうち4人はいずれもA社本社における厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、同社B支店における加入記録は無く、他の一人の同僚の同社同支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年3月1日であることが確認できる。

さらに、上述の4人の同僚のうち一人は「申立期間当時、給与から厚生年金保険料は差し引かれていなかった。」と述べており、他の一人の同僚は「昭和46年9月にA社B支店から本社に戻ってきた際、本社の会議室において、初めて厚生年金保険への加入説明があり、25年間加入すると年金がもらえる旨の説明を受けたことを覚えている。」と証言している。

加えて、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらないほか、 雇用保険加入記録も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。